

第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます)は、通信暗号化運用サービス利用規約(以下、「利用規約」といいます)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者(以下「契約者」といいます)に対し、利用規約、及び別紙 1 に定める通信暗号化運用サービス仕様書(以下「仕様書」といいます)に基づき通信暗号化運用サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は、この利用規約を変更することがあります。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
通信暗号化運用サービス	当社指定の通信機器に対する設定、ネットワーク構築支援、運用、管理、保守に係るマネージメントサービスであり当社が仕様を定めるもの。
マネージド・アダプタ	当社が指定する通信機器であって、通信暗号化運用サービスにより制御されるもの。
通信暗号化運用サービス契約	通信暗号化運用サービスの利用に関する契約。
契約者	通信暗号化運用サービスを利用する契約者。
シリアル番号	一つのマネージド・アダプタ毎に付与された固有の文字列。
InfoSphere IP 接続サービス契約	当社が提供する NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「フレッツ」アクセスサービスに対応したインターネット接続サービスに関する契約。

第4条（サービスの内容）

当社が提供する本サービスは次のサービスから構成されるものとします。

サービス	内容
マネージド・アダプタ運用サービス	契約者の指定した通信経路を暗号化するマネージド・アダプタの運用の提供を行うサービス。
マネージド・アダプタレンタルサービス	マネージド・アダプタのレンタル提供を行なうサービス。
マネージド・アダプタ設定・設置工事サービス	マネージド・アダプタの設定、設置工事を当社指定の委託業者にて行なうサービス。
マネージド・アダプタ保守サービス	マネージド・アダプタのオンサイト保守を行なうサービス。
InfoSphere IP 接続サービス	NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「フレッツ」アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス。

第5条（サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることは出来ません。

第6条（サービス提供条件）

契約者は、本サービスの対象となるマネージド・アダプタを、当社よりレンタル提供を受けるものとします。マネージド・アダプタのレンタル提供期間は、提供開始日の翌月から最低 2 年とします。

2 本サービスは、当社が提供するインターネット接続サービスである「InfoSphere IP シリーズ」に別途定めるサービスコースに付随して提供します。

3 本サービスの提供に必要な「フレッツ」アクセスサービスは当社名義で契約され、工事調整、障害対応は当社が行います。

第7条（マネージド・アダプタ保守サービス対象外の作業）

次に掲げる事項は、本保守サービスの対象外とします。

- (1) 契約者による移動時の落下、衝撃等、不適正な取扱いにより生じた故障、破損等。
- (2) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障および損傷等。

- (3) 契約者の使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等。
- (4) 正常な使用方法下における消耗部品の自然消耗、摩耗、劣化等。
- (5) 契約者が対象製品に対して分解、改造等が成された場合。
- (6) 故障の原因究明、解析、故障レポート提出の作業。
- (7) その他上記各号に類する事項。

第8条 (契約者の協力義務)

契約者は、当社より本保守サービスの履行の提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- (1) 対象製品の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。
- (2) 取り扱い説明書に規定された事項にしたがった操作、運用を行い、対象製品を正常な状態に保持すること。
- (3) その他、当社が本保守サービスの履行に関し協力を求める事項。
- (4) ファームウェアのアップグレード作業や設定ファイルの復旧など、失敗時に対象製品の正常な動作を困難にする作業を行わないこと。

第9条 (契約の単位)

一つの本サービスに対し、一つの通信暗号化運用サービス契約(以下「本契約」といいます)を締結するものとします。

- 2 当社は、業務上必要なときは、利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第10条 (契約の申込)

本サービスの利用の申込みは当社が別途定める方法により行うものとします。

- 2 前項の利用申込みにあたり、申込者の与信調査を実施させて頂く場合がございます。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします(権利の譲渡等の制限)。

第11条 (契約申込の承諾)

当社が、本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

- 2 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込をした者が第41条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスの申込をした者が過去において、本サービスほか当社の提供するサービスにおいて利用規約違反に基づく契約解除になったことがあるとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (7) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - (8) 本サービスの申込みをした者が当社または本サービスの信用を現に毀損、または毀損するおそれがあるとき。
 - (9) 本サービスの申込みをした者が本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える様態にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - (10) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第12条 (契約事項の変更)

契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

- 2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
- 3 当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

第13条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- (4) 当社に届け出た請求書送付先
- (5) その他当社が指定する事項

第14条 (契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第15条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできません。

第16条 (契約期間)

利用契約の契約期間は、提供開始日の翌月から 2 年間とします。当該期間終了の 30 日前までに契約者または当社から通知のない場合には、1 年間契約期間が延長されるものとします。

第17条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は 2 年間とし、その期間の起算日は、提供開始日の翌月とします。

第18条 (本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。当社は、本サービスを廃止する場合には、3 ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第19条 (利用責任者)

契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るため、本サービスの利用責任者を当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。利用責任者が交代したときも同様とします。

第20条 (サービス利用のための必要事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 当社が指定する通信環境の用意
- (2) マネージド・アダプタを設置する場所、電源、マネージド・アダプタに接続するケーブルの用意
- 2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、本サービスを提供することはできないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第21条 (マネージド・アダプタ)

当社が指定する通信機器であるマネージド・アダプタの利用に限定いたします。

第22条 (マネージド・アダプタの引渡し)

当社は契約者に対し、マネージド・アダプタを契約者が別途申し込んだ設置場所に当社指定の手段にて届けることとします。

2 契約者がマネージド・アダプタを受領したことにより引渡しが完了したものとします。

第23条 (マネージド・アダプタの修理・交換)

当社は契約期間内において、マネージド・アダプタ本来の目的に従った使用をしていたのにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合に限り、当社負担でマネージド・アダプタの修理もしくは交換を行ないます。

2 契約者の責任により通信機器が故障した場合、その修理もしくは交換の費用については、契約者の負担とします。

第24条 (本件マネージド・アダプタの使用・保管)

契約者は、マネージド・アダプタを善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

第25条 (禁止行為)

全ての契約者において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) マネージド・アダプタを日本国外に持ち出すこと。
- (2) マネージド・アダプタを譲渡または担保に供すること。
- (3) マネージド・アダプタを分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
- (4) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
- (5) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他マネージド・アダプタのソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (6) マネージド・アダプタを当社の承諾なく設置場所から移動すること。
- (7) マネージド・アダプタを転貸または売却して第三者に利用させること。
- (8) その他、「InfoSphere IP シリーズ」接続サービスの利用規約において禁止している行為。
- 2 前項の規定に違反してマネージド・アダプタを亡失または毀損した場合には、当社の職員または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとする。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として負担するものとする。

第26条 (マネージド・アダプタの滅失・毀損)

マネージド・アダプタレンタルサービス契約者がマネージド・アダプタを紛失(盗難による場合を含む)、破損、滅失した場合、契約者

は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに代替マネージド・アダプタの購入代金相当額もしくはマネージド・アダプタの修理代金相当額を当社に支払うものとします。

第27条（責任及び保証の限定）

本サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 通信暗号化運用マネージメントサービスが常時可用であること。
- (2) マネージド・アダプタに故障が発生しないこと。
- 2 当社は引渡し時においてマネージド・アダプタをその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。
- 3 前項の場合、契約者が予め定めた当社の接続サービス以外に接続して通信機器を利用したこと起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社は責を負わないものとします。
- 4 契約者が予め指定したマネージド・アダプタの引渡し日（送付日もしくはオンサイト設置工事日）から3営業日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、マネージド・アダプタは正常に機能するものとみなします。

第28条（著作権等）

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下、「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

- 2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。
- 3 契約者は、ソフトウェア等について、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分することはできません。

第29条（データ等の滅失）

提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する契約者の直接あるいは間接の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第30条（解約時のソフトウェア等）

契約者は前条による場合のほか、何らかの理由により契約が終了した場合には、ソフトウェア等を速やかに削除するものとします。また、これによる契約者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第31条（契約者の自己負担）

契約者は、当社より一時的に付与されたID、パスワードについて善良なる管理者としての注意義務を負うものとし、契約者以外のもに使用させること、譲渡、貸与、または担保に供する等の行為させてはならないものとします。第三者による不正使用等により契約者に損害が生じて、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 前項に定めるID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、およびその他の理由により、当社および第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 第1項に定めるID、パスワードを忘れた場合もしくは盗用された場合は速やかに当社に連絡することとします。その場合において、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。
- 4 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第32条（料金等）

当社は、契約者に対し、別紙2「通信暗号化運用サービスの料金」の項に基づく初期費用及び月額費用並びにこれに対する消費税相当額を、当該料金に係るサービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があった月の末日までに当該請求があった金額を支払うものとします。

- 2 本サービスの初期費用の額は、別紙2「通信暗号化運用サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務は、当社が申込を受託する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとします。
- 3 本サービスの月額料金は、別紙2「通信暗号化運用サービスの料金」の項に定める額とし、月額費用は、課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が発送する承り書において課金開始日として記載した日）から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。
- 4 暦月の途中で本サービスの契約の解除（最低利用期間満了前になされたものを除きます。）があった場合における当該月のサービスに係る料金は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る本サービスの料金とします。
- 6 最低利用期間が経過する日前に本サービス契約が解除されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用の額を支払うものとします。
- 7 当社が本サービスの料金その他基本契約に定める請求金額を契約者に対して請求する場合には、主たる契約のある「InfoSphere IPシリーズ」接続サービス料金に含めて請求いたします。

第33条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第34条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

第35条 (延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数 1 日につき、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

第36条 (消費税等)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第37条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第38条 (債権回収の委託)

契約者は、本サービスの料金等の当社への債務の支払を怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第39条 (利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第40条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する設備の障害等やむを得ないとき。
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第41条 (提供停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

第42条 (契約の解除)

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 第 41 条（提供停止）第 1 項各号に定める事由に契約者が該当するとき
- (2) 契約者について、破産、会社更生、整理又は民事再生に係る申立があったとき
- (3) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき
- 2 契約者は、当社に対し、解除の 30 日前までに書面でその旨を通知することにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当該通知の日から当該契約が解除されることとなる日までの期間が 30 日未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から 30 日を経過する日に生じます。ただし、契約者は、最低利用期間については、契約を解除することはできないものとします。やむを得ず解約する場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することが出来るものとします。なお違約金は別途、算定した金額とします。
- 3 マネージド・アダプタレンタルサービス契約者は、前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、当該マネージド・アダプタを返却できるものとします。当社は契約者に通知してマネージド・アダプタの所有権を放棄することが出来るものとします。なお、この場合、当社はマネージド・アダプタについて、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、なんら責任を負わないものとします。
- 4 前項の期間内に、契約者がマネージド・アダプタを返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。なお違約金は別途、算定した金額とします。
- 5 マネージド・アダプタレンタルサービス契約において、利用契約は、契約者が、マネージド・アダプタを返還した日もしくは違約金を支払った日、または当社がマネージド・アダプタの所有権を放棄した日に終了するものとします。

第43条 (損害賠償の範囲)

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。）において、当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額使用料金（本サービスに係るものに限る）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を契約者に係る本サービスの料金から減額します。

ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

- 2 前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について賠償の責任を負いません。
- 3 本条の規定は、当社に故意または重大な過失があった場合には、適用しないものとします。

第44条(免責)

契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)、について、当社は前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

- 2 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、27条1項で規定する責任をすべての責任とします。
- 3 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力によるマネージド・アダプタの故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとする。

第45条(損害賠償請求)

本規約第24条、第25条の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第46条(機密保持)

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。

- 2 当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。
- 3 第1項及び前項の規定は、本サービス契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

第47条(第三者への委託)

当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

- 2 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって、契約者の情報を業務委託先に開示することを承諾するものとします。

第48条(管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則：この利用規約は、平成19年10月5日から実施します。

以上